

## 子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例（仮称） 骨子案への意見募集の結果について

「子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例（仮称）」の検討に当たり、市民の皆様から骨子案への御意見を多数お寄せいただき、それに対する「子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会」の考え方を取りまとめました。

子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会

### 1 募集期間

平成22年11月15日（月）～12月7日（火） 23日間

### 2 周知方法

市民意見の募集パンフレットを、市役所本庁舎案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所、京都市図書館及びこどもみらい館等で配布するとともに、京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課のホームページに掲載しました。

また、市民シンポジウムや京都市立高等学校で条例骨子案を説明のうえ、意見募集を行いました。

### 3 提出方法

- ① 郵送、② FAX、③ 電子メール、④ 事務局への持参、
- ⑤ 市民シンポジウムでの回収 <11月29日>こどもみらい館  
<12月 3日>呉竹文化センター
- ⑥ 京都市立高等学校での回収

### 4 募集結果

253人の方から、371件の意見が提出されました。

#### （1）性別・年齢別

（人）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
男性	63	2	3	11	12	3	2	0	96
女性	80	8	11	19	7	7	5	3	140
不明	2	0	0	0	0	0	0	15	17
合計	145	10	14	30	19	10	7	18	253

子どもたちの今と未来のため、社会のあらゆる場で  
「子どもを共に育む京都市民憲章」を実践しましょう！



## (2) 項目別

項目		件数		
1	条例の目的	25		
2	用語の定義	9		
3	実践主体 の主な責務	①共通の責務	1	14
		②保護者の責務	2	
		③地域住民の責務	2	
		④育ち学ぶ施設関係者の責務	0	
		⑤事業者の責務	0	
		⑥本市の責務	2	
		⑦観光旅行者等の責務	2	
		その他	5	
4	憲章の 実践方策	①子どもの存在を尊重し、 かけがえのない命を守るために	10	75
		②子どもから信頼され、 模範となる行動に努めるために	11	
		③子どもを育む喜びを感じ、 親も育ち学べる取組を進めるために	2	
		④子どもが安らぎ育つ、 家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために	7	
		⑤子どもを見守り、 人と人が支え合う地域のつながりを広げるために	16	
		⑥子どもを育む自然の恵みを大切にし、 社会の環境づくりを優先するために	15	
		その他	14	
5	緊急に取り 組むべき実践 方策	①子どもの命や安全を脅かす問題への対策	81	136
		②子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善	30	
		その他	25	
6	憲章の実践 を推進する気 運の醸成	①憲章の日	4	36
		②表彰	2	
		③情報の発信	30	
7	憲章の 推進体制	①施策の推進体制の整備	2	12
		②推進会議	4	
		③行動指針	6	
8	見直し	12		
9	その他	52		
合計		371		

## 5 御意見に対する考え方

お寄せいただいた御意見を骨子案の項目ごとに分類整理のうえ、別紙のとおり、考え方を記載しました。